

## 説明書

業務名	島義勇顕彰事業委託業務		
履行期間	契約締結の日から 令和7年3月31日（金）	履行場所	佐賀県文化課内
契約上限額	5,700千円	説明会参加 申込書提出期限	令和6年2月16日（金） 午後5時まで
説明会	令和6年2月19日（月） 午後2時～	仕様書等に 対する質問書 提出期限	令和6年2月22日（木） 正午まで
参加資格確認 申請書提出期限	令和6年3月7日（木） 午後5時まで	提案書 提出期限	令和6年3月14日（木） 正午まで
プレゼンテーシ ョン・審査会	令和6年3月18日（月） 午後2時～	最優秀提案者の 決定	令和6年3月19日（火）

### 1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ア 様式第3号（参加資格確認申請書） 1部
- イ 様式第4号（会社概要） 1部
- ウ 様式第5号（実績書） 1部

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

### 2 仕様書等について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第1号（仕様書等に対する質問書）に記入のうえ、電子メール又はファックスにより提出すること。

(2) 質問者に対して、令和6年2月27日（火）までに電子メールにより回答する。

なお、質問応答の内容は必要に応じて県ホームページに掲載する。

### 3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

- ア 提案書（表紙：様式第6号）・・・正本1部 副本7部
- イ 提案資料（任意様式）・・・8部

#### 【企画提案の内容】

- ・実施方針（基本的な考え方等）
- ・実施内容（各業務の実施内容）
- ・実施体制（役割を明確にした体制図、総括責任者等の実績・プロフィール）
- ・実施スケジュール（進め方、作業工程等）
- ・業務実績（過去の同種の業務実績）

ウ 見積書（任意様式）・・・正本1部 副本7部

※各業務の見積額及びその明細

- (2) 提案資料は、A4縦長左綴じ（ホチキス留め）で作成すること。
- (3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。
- (4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。
- (5) 提出は持参又は郵送による。
- (6) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

#### 4 プレゼンテーションについて

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- (2) 参加者側の出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、プレゼンテーション時間は1者あたり40分程度（説明25分、質疑15分程度）を予定している。

#### 5 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

## 6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

## 7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。

## 8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

## 9 添付書類

- (1) 仕様書
- (2) 評価基準
- (3) 仕様書等に対する質問書（様式第1号）
- (4) 説明会参加申込書（様式第2号）
- (5) 参加資格確認申請書（様式第3号）
- (6) 会社概要（様式第4号）
- (7) 実績書（様式第5号）
- (8) 提案書（様式第6号）
- (9) 契約書（案）

## 10 問い合わせ

担当課 佐賀県文化・観光局 文化課 さが維新志担当  
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59  
電話 0952-25-7253  
ファックス番号 0952-25-7179  
電子メールアドレス culture\_art@pref.saga.lg.jp